

# 平成20年4月から40～74歳の方を対象とした 特定健康診査・特定保健指導が始まります！

近年、日本では糖尿病など「生活習慣病」の有病者・予備群が増加しており、生活習慣病は、死亡原因で約3分の2、全体の医療費で約3分の1を占めています。

そこで、生活習慣病の予防・減少を図るため、40～74歳の方を対象に、メタボリックシンドロームに着目した「特定健康診査」と、生活習慣改善に向けた「特定保健指導」が4月から始まります。特定健康診査と特定保健指導を積極的に利用し、バランスの取れた食生活、適度な運動習慣を身に付けましょう。

※メタボリックシンドロームとは、内臓脂肪型肥満に加え、高血圧、脂質異常症、高血糖のいずれか2つ以上を持っている状態をいいます。

## ■特定健康診査・特定保健指導の実施主体

特定健康診査・特定保健指導は、国民健康保険・社会保険・各共済組合などの各医療保険者が実施します。加入されている健康保険証で、医療保険者をご確認ください。

## ▼特定健康診査・特定保健指導の流れ（例：西条市国民健康保険の加入者）

